

○監理技術者制度の運用等について

平成16年9月16日国港管第502号、国港建第96号

最終改正 令和4年12月19日国港総第512号、国港技第80号

港湾局管理課長、建設課長から各地方整備局総務部総括調整官、港湾空港部長あて

標記については、別添のとおり平成16年3月1日付で「監理技術者制度運用マニュアルについて」が国土交通省総合政策局建設業課長から発出されているところであるが、同マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）を踏まえ、公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、特に下記事項に留意されたく通知する。

記

1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二一四）

監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合があること。なお、次の①から③に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。

また、工事請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事实績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。

- ① 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等、沈埋函、鋼製ケーソン等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、同一の者による監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、途中交代には該当しないことに留意すること。

2 監理技術者の雇用関係の確認等について（マニュアル二一四）

監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、また、その際、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康

保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要であるとされていること（マニュアル二一四(3)に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。）。このため、入札等に当たっての監理技術者の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこと。

(1) 入札参加希望者等に対する確認手続

監理技術者又は特例監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、配置予定の監理技術者又は特例監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては、落札者の決定後、配置予定の監理技術者又は特例監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。なお、主任技術者については、健康保険被保険者証の写し等を添付するよう求めること。監理技術者補佐については、落札者の決定後に健康保険被保険者証の写し等を添付するよう求めること。

(2) 在籍出向の要件に係る確認手続

入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。なお、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては、落札者の決定後に確認すること。

- ① 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付け国総建第155号)について
 - イ 監理技術者資格者証等により、出向社員と出向元企業との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。
 - ロ 出向元企業の建設業の廃業届書の写し、当該建設業の許可の取消通知書の写し又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報を提出するよう求め、出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したことを確認する。
 - ハ 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内であることを確認する。

② 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)記2.について

1) 開札前における確認手続

イ 監理技術者資格者証等により、在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。

ロ 別途国土交通省不動産・建設経済局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書(以下「通知書」という。)の写しを提出するよう求め、出向元の組合員が、通知書に記載された「(2)①集団を構成する組合員」に該当することを確認する。

2) 契約締結後における確認手続

監督職員(契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)第18条に定める者をいう。以下同じ。)は、受注者から提出された施工体制台帳により、在籍出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、通知書に記載された「(2)組合員」(「②集団に含まれない組合員」を含む。)が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「(2)組合員」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

③ 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)2.について

1) 開札前における確認手続

イ 健康保険被保険者証等により、出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。

ロ 出向契約書や出向協定書等により、出向先の会社との間に雇用関係があることを確認する。

ハ 別途国土交通省不動産・建設経済局建設業課長が交付する企業集団確認書(以下「確認書」という。)の写しを提出するよう求め、出向先の会社と出向元の会社との関係が、確認書に記載された「(1)①親会社」と「(1)②連結子会社」に該当することを確認する。

2) 契約締結後における確認手続

監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向社員を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、確認書に記載された「(1)企業集団を構成する会社」又は「(2)非連結子会社」が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「(1)企業集団を構成する会社」又は「(2)非連結子会社」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

④ 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第358号)

1) 開札前における確認手続

イ 健康保険被保険者証等により、出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。

ロ 「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」(平成20年3月10日付け国土建第319号)別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定

書」(以下「数値認定書」という。)の写しを提出するよう求め、出向元である親会社と出向先であるその子会社が、数値認定書に記載された「1.企業集団に属する会社」に該当することを確認する。

2) 契約締結後における確認手続

監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、数値認定書に記載された「1.企業集団に属する会社」が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「1.企業集団に属する会社」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

(3) 入札参加の取扱い

(1)の確認手続の結果、当該入札参加希望者等と配置予定の監理技術者との間に、上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合又は(2)①、②1)、③1)若しくは④1)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合することが確認できない場合は、当該入札参加希望者等を入札に参加させないこと。

また、(2)②2)、③2)又は④2)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は、工事請負標準契約書(「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)の別冊をいう。)第47条第4号に基づき、契約を解除すること。

なお、建設業法(昭和24年法律第100号)及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、港湾空港整備・補償課又は港湾整備・補償課でとりまとめのうえ、建政部計画・建設産業課(東北地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局にあつては、建設産業課、関東地方整備局及び近畿地方整備局にあつては建設産業第一課)に照会すること。

(4) 入札参加希望者等に対する周知措置

一般競争入札にあつては入札説明書、工事希望型競争入札にあつては送付資料、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては指名通知書の監理技術者等関係部分において、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 設置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。
 - ② 次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。
- 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
 - 2)「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」

- 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」
- 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」

(5) その他

契約締結後において、契約書の規定に従い監理技術者等の通知があった場合において、監理技術者証に記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札予定者の商号又は名称が異なるなど(1)の「直接的かつ恒常的な雇用関係」及び(2)の在籍出向の要件に疑義があると認められるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第11条に規定する通知の必要があるので、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について」(平成13年8月2日国港管第475号、国港建第106号)に基づき適切に処理すること。

3 監理技術者等の工事現場における専任について(マニュアル三)

監理技術者又は主任技術者は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が4000万円(建築一式工事にあつては8000万円)以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならないほか、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」(令和2年10月6日付け国港技第54号)によること。また、特定専門工事において、元請又は上位下請の主任技術者は、直接契約を締結した下請(建設業者である下請に限る。)に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではないことに留意すること。したがって、専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者又は主任技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者が担う役割に

支障が生じないようにすること。また、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すること。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すること。ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。

(1) 「地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注する工事における任意着手制度の実施について」（平成27年3月24日付け国港総503号、国港技120号）の制度を適用する工事である場合

余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要しないこと。

(2) 元の工事が次に掲げる期間にあつて、他の工事が監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任を要しない工事である場合

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤、沈埋函、鋼製ケーソン等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間

元の工事が①から④の期間にある場合は、当該工事現場での監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任は要せず、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任を要しない他の工事に従事することができること。なお、いずれの期間についても、発注者と建設業者の間で設計図書、打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要であること。

(3) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

① 工場製作の過程を含む工事

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができること。

② 発注者等が同一の工事

元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者については、(2)②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。)の専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要があること。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間(担当する下請工

事が実際に施工されていない期間)に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。)の専任の主任技術者として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があること。

③ 密接な関連のある工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合においては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができること。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱うこと。ただし、この規定は、専任の監理技術者及び監理技術者補佐については適用されないこと。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分で同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1)及び2)の適用に当たっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

④ 工作物等に一体性が認められる工事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4000万円(建築一式工事の場合は8000万円)以上となる場合、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと。

附 則 (令和4年12月19日国港総第512号、国港技第80号)

この通知による要領は、令和5年1月1日から適用する。